様式第26号

自立支援医療費（育成医療・更生医療）支給認定（変更認定）通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　様

日南町福祉事務所長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５４条（第５６条）の規定に基づき自立支援医療費の支給認定（変更認定）について、次のとおり決定し、自立支援医療受給者証を交付しますので通知します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 公費負担者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 自立支援医療費受給者番号 |  |  |  |  |  |  |  | 支給認定障害者（保護者）氏名 |  |
| 支給認定日 | 　　　　 　　年　　月　　日　 | 支給認定に係る障害児氏名 |  |
| 有効期間 | 　年　　月　　日　　から　　　　　年　　月　　日　まで　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 入院通院 |
| 自己負担上限額  |  |
| 指定医療機関名　 |  |
| 医療の具体的方針 |  　 |
| 特記事項 |  |

・不服申立て及び取消訴訟

１　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に鳥取県知事に対し審査請求をすることができます。

２　また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に

日南町を被告として（訴訟において日南町を代表する者は日南町長となります。）、提起することができます。なお、

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（１）から（３）までのいずれかに該当するとき

を除く。）でなければ提起することができないこととされています。

（１）審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

（２）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

日南町　福祉事務所（福祉保健課）

住所　鳥取県日野郡日南町生山511-5　　電話　0859-82-0374